

## 佐賀県規則第51号

### 佐賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(災害の発生のおそれがないと認められる工事)

**第2条** 省令第8条第1項第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。

(工事の許可申請の添付書類)

**第3条** 省令第7条第1項第12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (2) 工事施工者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- (3) 排水施設の排水能力を証する書類
- (4) 土地の求積図
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号及び第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項各号（第3号を除く。）に掲げるものとする。

(工事の計画の届出の添付書類)

**第4条** 省令第58条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、前条第1項第4号及び第5号に掲げるものとする。

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。